既会員団体向け

# 葛飾みんなの協働サイト利用規約 改正概要

## 1 「葛飾みんなの協働サイト」の特徴

- (1) フェイスブックを活用したサービスで、誰でも閲覧可能です。
- (2) フェイスブックのアカウントを持つ人は、誰でも「いいね! | できます。
- (3) 葛飾みんなの協働サイトの会員は、ご自分のフェイスブックページの記事を協働サイトにシェアして掲載し、多くの人に記事を読んでもらうことができます。
- (4) コメント機能は、使えません。(投稿元の会員の記事にコメントをお願いします。) 【規約第7条】

# 2 「葛飾みんなの協働サイト」にシェアできる記事

- (1) 団体のフェイスブックページに投稿された、地域貢献活動に関連する記事をシェアすることができます。
- (2) ただし、シェア解除条件に該当している記事は、シェアできません。(該当する場合はシェアを解除します。) 【規約第8条】

## 【シェアできる記事:例】

- (1) 団体紹介の基礎情報
- (2) 団体のPR記事(活動目的、活動内容、活動実績、メンバー構成、活動日時、主な活動場所等)
- (3) 日々の活動報告
- (4) イベント、講座等のお知らせ
- (5) ボランティア、団体員等の募集情報等

## 【シェア解除条件】

#### 次のような内容等の記事はシェアできません(シェアされた場合、シェア解除します)

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教に係る活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽、事実と異なる内容、単なる噂又は噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (10) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (11) 1の団体等が著しく連続して行うシェア
- (12) 団体等又は団体等に関係する者に係る思想等を専ら表明する内容であって、前項に規定する記事であると認められないもの

## 3 利用制限・会員解除

- (1) 会員がワーム型ウィルスの感染、大量送信メール等に関係する等、区、会員又は第三者に被害が及ぶおそれがある場合や、電話、電子メール等による連絡が取れない場合は、 当該会員に予告なく、協働サイトのグループメンバー登録を一時的に解除します。
- (2) 会員要件を満たさなくなった場合、繰り返し利用制限になる場合などは、会員を解除することがあります。

【規約第9・10条】

# 4 その他の主な規約の改正点

・ 区直営サイトからフェイスブックへの移行に伴い、下記事項を削除しました。 旧第4条(会員 I D及びパスワード) 旧第7条(本サービス提供の中断等) 旧第8条(利用環境の整備) 旧第10条(知的財産権等) 旧第11条(区の財産権)

- 第1条(利用規約について)・第2条(定義)協働サイトをフェイスブックに移行することに伴い、改正しました。
- ・ 第3条(会員登録等) 会員となる際の団体の構成員の要件を「3名以上→2名以上」に緩和しました。
- ・ 旧第 12 条 (禁止事項)協働サイトでシェアできる記事とし、規約新第 8 条に規定しました。
- ・ 旧第 13・14 条/新第 9・10 条(利用停止・会員団体登録解除)協働サイトをフェイスブックに移行することに伴い、改正しました。
- ・ 旧第 15 条・新第 11 条 (免責) 各規定に分散していた免責規定を集約し、現行サイト同様に、フェイスブックや協働 サイトの利用について会員の自己責任となる旨を規定しました。

#### 葛飾みんなの協働サイト利用規約

葛飾みんなの協働サイト(以下「協働サイト」という。)は、協働に取り組む団体等が発信する情報を集約し、交流することが可能な場として、フェイスブックのグループ機能を用いて葛飾区(以下「区」という。)が運用するサイトです。

協働サイトの利用者(以下「利用者」という。)には、この葛飾みんなの協働サイト利用規約(以下「本規約」という。)が適用されますので、ご利用の前に、必ずお読みください。

## 第1条(利用規約について)

- 1 本規約は、協働サイトを利用する方が遵守すべき事項を定めるものです。協働サイトを利用される場合には、本規約に同意したものとみなされます。
- 2 区は、相当の事由があると判断した場合には、利用者の事前の承諾を得ることなく、区の判断により本規約をいつでも変更することができるものとします。
- 3 変更後の本規約は、区が別途定める場合を除いて、協働サイト上に表示した時点から効力を 生じるものとします。また、本規約の変更の効力が生じた後、利用者が協働サイトを利用され る場合には、変更後の本規約に同意したものとみなされます。
- 4 本規約の変更後に利用者によって行われた行為については、当該変更後の本規約が適用されます。
- 5 本規約の一部の規定の全部又は一部が法令に基づいて無効と判断された場合であったとしても、当該既定の無効部分以外の部分及び本規約のその他の規定は有効とします。本規約の一部が特定の利用者との間で無効とされ、又は取り消された場合でも、本規約はその他の利用者との関係では有効とします。
- 6 本規約に示される権利を行使又は実施しない場合でも、区が当該権利を放棄するものではありません。

## 第2条(定義)

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) フェイスブック Meta Platforms, Inc.が運営するSNS(登録者同士の交流を目的とした、イベント参加の募集又は就職、趣味等の様々な情報交換に利用されているソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。)をいう。
- (2) F Bページ フェイスブックプロフィール (アカウントを有する者の情報を発信するサイトをいう。) 及びフェイスブックページ (団体等が顧客等とつながるために設置したサイトをいう。) をいう。
- (3) 投稿 フェイスブックに文章、写真等を公開する行為及び公開された文章をいう。
- (4) シェア フェイスブックに投稿した内容を他の人と共有することができる機能をいう。
- (5) 会員 第4条第2項の規定により協働サイトのグループへの参加について承認された団体等をいう。

#### 第3条(会員要件)

- 1 会員は、次に掲げる要件を全て満たす団体とします。
  - (1) 区内で地域貢献活動を行う次のいずれかに該当する団体であること。
    - ア 非営利活動を行う団体
    - イ 事業者等の営利活動を行う団体であって、協働サイトにおいて地域貢献活動に関する発 信に限り行うことに同意するもの
  - (2) 団体の構成員が2人以上であること。

- (3) 団体の運営に関する規則(定款、規約、会則等)が定められていること。
- (4) 団体の責任者又は連絡責任者が特定できること。
- (5) 公序良俗に反する活動又は法令に反する活動を行っていないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)にある者若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の規定以外の要件を全て満たす個人について、区が認めたときは、会員となることができます。この場合において、前項の規定中「団体」とあるのは「個人」と読み替えるものとします。

## 第4条(会員登録等)

- 1 会員となることを希望する団体等の代表者等は、次の各号に掲げる書類を区に提出し、協働サイトへの参加について申請することができます。
  - (1) 葛飾みんなの協働サイト会員登録申請書(第1号様式)
  - (2) 団体等の定款、規約、会則等
  - (3) 団体員又は役員の名簿
  - (4) 活動概要のわかる資料
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、担当課長が特に必要と認める書類
- 2 前項の申請があったときは、区は、提出された書類を審査し、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定めるとおり通知等を行います。
  - (1) 適当と認める場合 当該団体等を会員として登録し、葛飾みんなの協働サイト会員登録承 認通知書(第2号様式)により、当該団体等に協働サイトへの参加について承認した旨を通 知します。
  - (2) 不適当と認める場合 葛飾みんなの協働サイト会員登録不承認通知書(第3号様式)により、当該団体等に協働サイトへの参加について不承認とした旨を通知します。
- 3 前項の規定により承認された団体等は、当該団体等のFBページから協働サイトのグループへの参加機能による申請を行うことができ、区はそれを承認します。

### 第5条(会員登録の変更又は退会)

- 1 会員は、前条第1項又はこの項の規定により区に届け出た情報に変更が生じた場合は、速やかにその旨、区に届け出なければなりません。
- 2 会員は、区に葛飾みんなの協働サイト退会届(第4号様式)を届け出たときは、会員登録を解除されます。

#### 第6条(連絡又は通知)

- 1 会員への連絡又は通知の必要があると区が判断した場合には、登録されたメールアドレス又は電話番号宛に連絡又は通知を行います。
- 2 会員は、本規約に別段の定めがある場合を除き、区への連絡はメール又は電話にて行うものとします。

## 第7条(協働サイトに係る権限)

- 1 協働サイトは誰もが閲覧を行うことができます。ただし、いいね!機能(投稿等に対して肯定的な意思等を示す機能をいう。)については、フェイスブックのアカウントを有する者又は団体であることが必要です。
- 2 会員は、当該会員の F B ページに投稿がなされた記事について、次条の規定に従い、協働サイトにシェアすることができます。
- 3 協働サイトにおいては、コメント機能(フェイスブックへの投稿等に対して文章で返答する ことをいう。)は、使用できません。ただし、シェアを行った会員のFBページがコメント機 能を許諾しているときは、当該FBページにコメントすることができます。

## 第8条(協働サイトでシェアできる記事)

- 1 会員が協働サイトでシェアできる記事は、地域貢献活動に資する内容であって、次に例示するものとします
  - (1) 団体等の紹介に係る基礎情報
  - (2) 団体等のPR記事(活動目的、活動内容、活動実績、メンバー構成、活動日時、主な活動場所等)
  - (3) 日々の活動報告
  - (4) イベント、講座等のお知らせ
  - (5) ボランティア、団体員等の募集情報等
- 2 前項の規定にかかわらず、会員は、次に掲げるいずれかの内容等(当該内容を含むサイト等に誘因する URL 等が記載されている場合を含む。)に該当するシェアを協働サイトにしてはいけません。
  - (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
  - (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
  - (3) 政治又は宗教に係る活動を目的とするもの
  - (4) 著作権、商標権、肖像権等、区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
  - (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
  - (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
  - (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
  - (8) 虚偽、事実と異なる内容、単なる噂又は噂を助長させるもの
  - (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等、プライバシーを害するもの
  - (10) わいせつな表現等を含む不適切なもの
  - (11) 1の団体等が著しく連続して行うシェア
  - (12) 団体等又は団体等に関係する者に係る思想等を専ら表明する内容であって、前項に規定する記事であると認められないもの
- 3 区は、前1項の規定に該当しない又は前項各号のいずれかに該当するシェアがされたときは、 当該記事に係る会員に予告なく、シェアを解除します。

#### 第9条(利用制限)

区は、会員が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該会員に予告なく、協働サイトのグループメンバー登録を一時的に解除します。

- (1) 会員がワーム型ウィルスの感染、大量送信メール等に関係する等、区、会員又は第三者に被害が及ぶおそれがある場合
- (2) 電話、電子メール等による連絡が取れない場合
- (3) 会員宛てに発送した郵便物が区に返送される場合

#### 第10条(会員登録解除等)

- 1 区は、会員が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、会員登録を解除することができます。
  - (1) 会員たる要件を欠く場合
  - (2) 申請内容又は登録情報に故意による虚偽の記載があった場合
  - (3) 1の団体等が複数の会員として登録している場合
  - (4) 利用制限の状況が一定期間継続する場合
  - (5) 利用制限の状況を複数回繰り返す場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、担当課長が会員として不適当であると認める場合
- 2 区は、会員が前項の要件に該当すると推量するときは、当該会員に対し、その旨通知します。
- 3 前項の規定による通知後、当該会員から第1項に掲げる事由に該当しない旨の特段の説明等 がない場合は、区は、当該会員登録を解除します。

## 第11条(免責)

- 1 会員及び協働サイトの閲覧者(以下「会員等」という。)は、会員等自身の自己責任においてフェイスブック又は協働サイト(以下「フェイスブック等」という。)を利用するものとし、フェイスブック等を利用してなされた一切の行為及びその結果について責任を負うものとします。
- 2 区は、フェイスブック等の利用により発生した会員等の損害については、一切の賠償責任を 負いません。フェイスブック上で発生した不具合、エラー、障害等により引き起こされた損害 についても、同様とします。
- 3 会員等が、フェイスブック等を利用することにより、第三者及び区に対し損害又は不利益を 与えた場合、会員等は自己の費用と責任においてこれを解決し、又は賠償するものとします。
- 4 協働サイト上に掲載されるコンテンツ及び情報について、その完全性、正確性、適用性、有 用性、利用可能性、安全性、確実性等につき、いかなる保証もいたしません。
- 5 区は、フェイスブック等の利用に当たり会員に対して行った情報提供、アドバイス等に係る 結果については、責任を負わないものとします。

## 第12条(準拠法)

本規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。

付則

この規約は、平成29年1月4日から施行する。

付則(令和4年1月13日改正)

- 1 この規約は、令和4年1月13日から施行する。
- 2 この規約の施行日前にされた会員の承認は、改正後の規約第4条第2項の規定による承認と みなします。

第1号様式 葛飾みんなの協働サイト会員登録申請書 略

第2号様式 葛飾みんなの協働サイト会員登録承認通知書 略

第3号様式 葛飾みんなの協働サイト会員登録不承認通知書 略

第4号様式 葛飾みんなの協働サイト退会届 略

#### 葛飾みんなの協働サイト利用規約

葛飾みんなの協働サイト(以下、「本サイト」という。)は、葛飾区(以下、「区」という。)が進める区民・事業者との協働の活性化のために開いたサイトで、運営は区が行っています。本サイトをご利用の際には、この葛飾みんなの協働サイト利用規約(以下、「本規約」という。)が適用されますので、ご利用の前に、必ずお読みください。

#### 第1条(利用規約について)

- 1 本規約は、区が本サイトにおいて提供するすべてのサービス(以下、「本サービス」という。)の利用条件を定めるものです。本サービスをご利用される場合には、本規約に同意したものとみなされます。
- 2 区は、相当の事由があると判断した場合には、 利用者の事前の承諾を得ることなく、区の判断に より本規約をいつでも変更することができるもの とします。
- 3 変更後の本規約は、区が別途定める場合を除いて、本サイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。また、本規約の変更の効力が生じた後、利用者が本サービスをご利用される場合には、変更後の本規約に同意したものとみなされます。
- 4 本規約の変更等がなされた場合、当該規約の変 更等により利用者によって行われた行為について も当該変更等がなされた後の本規約が適用されま す。
- 5 本規約の一部の規定の全部又は一部が法令に基づいて無効と判断された場合であったとしても、 当該既定の無効部分以外の部分および本規約のその他の規定は有効とします。本規約の一部が特定 の利用者との間で無効とされ、又は取り消された場合でも、本規約はその他の利用者との関係では 有効とします。
- 6 本規約に示される権利を行使又は実施しない場合でも、区が当該権利を放棄するものではありません。

## 第2条(定義)

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- 1 「会員団体登録」とは、投稿者として本サイト のサーバーに登録されることをいいます。
- 2 「利用者」とは、会員団体登録の有無にかかわらず、本サービスを利用するすべての方をいいます。
- 3 「団体」とは、次条の規定に基づき会員団体登録手続きを行い、本サービスを利用する方をいいます。

- 4 「パスワード」とは、団体が登録手続き時に登録し、又は登録後に変更手続きを行った、団体を識別するための文字および数字の列をいいます。
- 5 「登録情報」とは、本サイト上に登録した情報 をいいます。
- 6 「個人情報」とは、特定の利用者を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の利用者を識別することができることとなるものを含みます。)をいいます。

#### 第3条(会員団体登録)

- 1 本サービスは会員団体登録をせずにご利用いた だくことも可能ですが、本サービスのうち団体情 報等を発信するためには、会員団体登録が必要と なります。
- 2 会員団体登録をする自治町会・区民活動団体・ NPO・ボランティア団体・事業者等(以下、 「団体」という。)の要件は、次の各号をすべて 満たしていることを要件とします。
- (1) 本規約に同意した団体であること。
- (2) 葛飾区内で地域貢献活動している団体であって、非営利活動団体であること。ただし、事業者などの営利団体であっても、地域貢献活動を行っている団体であって、その地域貢献活動を発信する場合に限り、登録できるものとする。
- (3)団体の構成員が3人以上であること。
- (4) 団体の運営に関する規則(定款、規約、会則等)が定められていること。
- (5)団体の責任者や連絡責任者が特定できること。
- (6) 公序良俗に反する活動や法令に反する活動を 行っていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (8)特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律100号)第3条に規定する公職をいう。)にある者若しくはその候補者、又は、政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (10) その他、区が適当でないと認めた団体でないこと。
- 3 前項の要件をすべて満たしている団体は、次の 各号に掲げる書類を添付の上、登録手続きを行っ ていただきます。
- (1)登録申請書(第1号様式)
- (2)団体の定款、規約、会則等
- (3) 会員又は役員の名簿
- (4)活動概要のわかる資料

- (5) その他、区が特に必要と認める書類
- 4 区は、前項の登録手続きにあたり、提出された申請内容の審査を行い、団体の会員団体登録を承認する場合、当該申請内容を登録情報として登録し、登録申請書に記入されたメールアドレス又は住所に承認の通知をします。なお、区が会員として承認することを不適切と判断した場合、会員団体登録の承認を行わない場合があります。
- 5 区は、前項とは別に、会員団体登録の事前事後 を問わず、申請者又は団体の申請内容又は登録情 報を審査し、以下の項目に該当すると区が判断し た場合には、会員団体登録を解除することができ るものとします。
- (1) 申請者又は団体が存在しない場合
- (2) 申請をした時点で第14条第1項に定める処分を受けている、又は過去に受けたことがある場合又は第13条各項各号のいずれかに該当し若しくは該当するおそれがある場合
- (3) 申請内容又は登録情報に故意による虚偽の記載があった場合
- (4) その他、区が団体の会員団体登録を不適当と 判断した場合
- 6 会員団体登録は1団体1件のみとし、複数件の 登録があった場合は、区の判断により登録情報の 削除をします。

## 第4条(会員 I D及びパスワード)

- 1 区は、会員団体登録の申請を行った団体に対し、会員として承認した場合は、会員 I D及び仮パスワードを発行します。
- 2 会員 I D及びパスワードの管理は以下のとおり とします。
- (1)団体は、初回ログイン時に仮パスワードを変更するものとします。
- (2) 団体は、会員 I Dおよびパスワードについて、自己の責任の下で管理を行うものとし、登録情報が不正確又は虚偽であったために団体が被った一切の不利益および損害に関し、区は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 区は、ログイン時に入力された会員 I Dおよびパスワードが、登録された会員 I Dおよびパスワードと一致することを所定の方法により確認した場合、当該ログインを真正な団体のログインとみなし、団体による利用とみなします。
- (4) 会員 I D及びパスワードは、譲渡、売買等の 行為は一切できないものとします。

#### 第5条(届出情報の変更、会員団体登録の解除等)

- 1 団体は、届出情報に変更があった場合、すみやかに登録内容変更届(第2号様式)を区に届け出るものとします。この届出がない場合、区は届出情報の変更がないものとして取り扱います。
- 2 団体からの届出情報の変更の届出がないため に、区からの通知、その他が遅延し、又は不着、

- 不履行であった場合、区はその責任を負わないも のとします。
- 3 団体は、退会届(第3号様式)を区に届け出る ことによって、会員団体登録を解除することがで きます。

## 第6条(連絡又は通知)

- 1 団体への連絡又は通知の必要があると区が判断 した場合には、登録されたメールアドレス又は電 話番号宛に連絡又は通知を行います。
- 2 利用者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、区への連絡はメール又は電話にて行うものとします。

## 第7条(本サービス提供の中断等)

- 1 区は、以下のいずれかの事由が生じた場合に は、利用者に事前に通知することなく、一時的に 本サービスの全部又は一部の提供を中断すること があります。
- (1) 本サービスを提供するための通信設備等の定期的な保守点検を行う場合又は点検を緊急に行う場合
- (2)火災、停電等により本サービスの提供ができ なくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により 本サービスの提供ができなくなった場合
- (5) インターネットを通じた不正な侵入により本 サービスの提供ができなくなった場合
- (6) その他、運用上又は技術上、区が本サービス の提供の一時的な中断を必要と判断した場合
- 2 区は、一定の予告期間をもってサイトの停止を 行うことができるものとします。
- 3 区が必要と判断した場合には、事前に通知する ことなくいつでも本サービスの内容を変更し、又 は本サービスの提供を停止若しくは中止すること ができるものとします。
- 4 区は、第1項各号のいずれか又はその他の事由により本サービスの全部又は一部の提供に遅延若しくは中断が発生しても、これに起因する利用者又は第三者が被った損害に関し、本規約で特に定める場合を除き、一切の責任を負いません。
- 5 区が本サービスの内容を変更し、又は本サービスの提供を停止若しくは中止した場合であっても、本規約で特に定める場合を除き、利用者に対して一切責任を負わないものとします。

#### 第8条 (利用環境の整備)

1 利用者は、本サービスを利用するために必要な 通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して 必要となる全ての機器を、自己の費用と責任にお いて準備し、利用可能な状態に置くものとしま す。また、本サービスのご利用にあたっては、自

- 己の費用と責任において、利用者が任意に選択し、電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。
- 2 利用者は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。
- 3 区は、利用者の利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。

#### 第9条(自己責任の原則)

- 1 利用者は、利用者自身の自己責任において本サ ービスを利用するものとし、本サービスを利用し てなされた一切の行為およびその結果についてそ の責任を負うものとします。
- 2 利用者は、本サービスのご利用に際し、他の利用者その他の第三者および区に損害又は不利益を与えた場合、自己の責任と費用においてこれを解決するものとします。

#### 第10条(知的財産権等)

- 1 利用者は、利用者が送信(発信)したコンテンツにつき、区に対して、区又は区の指定する者が当該コンテンツを日本国内外問わず対価の支払いなく非独占的にいかなる制約も受けずに自由に使用する(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案を含みます。)権利(サブライセンス権も含みます。)を、当該コンテンツに係る著作権その他一切の権利の存続期間が満了するまでの間、許諾したものとみなされるものとし、これをあらかじめ承諾します。利用者は区および区の指定する者に対して、当該コンテンツに係る著作者人格権を保有していたとしても、当該権利を行使しないものとします。
- 2 利用者が送信(発信)したコンテンツ、利用者によるサービスの利用・接続・規約違反、利用者による第三者への権利侵害に起因又は関連して生じたすべてのクレームや請求について、利用者の責任と費用においてこれを解決するものとします。
- 3 前項のクレームや請求への対応に関連して区に 費用が発生した場合又は賠償金等の支払いを行っ た場合は、当該費用および賠償金、区が支払った 弁護士費用等を当該利用者の負担とし、区は、当 該利用者にこれらの合計額の支払いを請求できる ものとします。
- 4 利用者は、利用者が送信(発信)したコンテンツについて、区に保存義務がないことを認識し、必要なコンテンツは適宜バックアップをとるものとします。
- 5 区は、利用者が送信(発信)したコンテンツを、運営上必要に応じて閲覧することができ、規約に抵触すると判断した場合には、利用者への事前の通知なしに、当該コンテンツの全部又は一部

を非公開すること、又は削除することができるも のとします。

## 第11条 (区の財産権)

- 1 利用者が送信(発信)したコンテンツおよび情報を除き、本サービスに含まれる一切のコンテンツおよび情報に関する財産権は区に帰属します。
- 2 本サービス中に掲載・提供されているコンテンツは、著作権法、商標法、意匠法等により保護されております。
- 3 本サービスおよび本サービスに関連して使用されているすべてのソフトウェアは、知的財産権に関する法令等により保護されている財産権および営業秘密を含んでおります。

#### 第12条(禁止事項)

- 1 利用者は、本サービスの利用に際して、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1)区が進める協働の推進以外の情報を投稿する 行為
- (2)区、他の利用者若しくはその他の第三者(以下「他者」といいます。)の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するお それのある行為
- (3) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を 侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4)特定の個人の個人情報の提供
- (5) 団体の地位を停止又は無効にされた団体に代わり会員団体登録をする行為
- (6) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又は他者の 名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) アクセス可能な本サービスのコンテンツ若し くは情報又は他者のコンテンツ若しくは情報を 改ざん、消去する行為
- (8) 区又は他者になりすます行為(詐称するため にメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含 みます。)
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、 又は他者が受信可能な状態におく行為
- (10) 選挙の事前運動、選挙運動、政治活動、宗教活動、営利活動、若しくはこれに類似する行為又は公職選挙法などの法令に違反する行為
- (11) 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メール若しくは嫌悪感を抱く電子メール(そのおそれのある電子メールを含みます。)を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為又は当該依頼に応じて転送する行為
- (12) 通常に本サービスを利用する行為を超えて サーバーに負荷をかける行為若しくはそれを助 長するような行為、その他本サービスの運営・ 提供若しくは他の利用者による本サービスの利 用を妨害し、又はそれらに支障をきたす行為

- (13) サーバー等のアクセス制御機能を解除又は 回避するための情報、機器、ソフトウェア等を 流通させる行為
- (14) 本サービスによって提供される機能を複製、修正、転載、改変、変更、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻訳あるいは解析する行為
- (15) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な 手段(いわゆるフィッシングおよびこれに類す る手段を含みます。)により他者の登録情報を 取得する行為
- (16) 本サービスの全部又は一部を商業目的で、 使用方法を問わず利用する行為(それらの準備を目的とした行為も含みます。)
- (17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスを利用する行為、その他当該法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (18) 本サービスの運営を妨害する行為、他者が 主導する情報の交換又は共有を妨害する行為、 信用の毀損又は財産権の侵害等の区又は他者に 不利益を与える行為
- (19) 上記各号の他、法令若しくは本規約に違反する行為、又は公序良俗に違反する行為
- (20) その他区が利用者として不適当と判断した 行為
- 2 会員団体登録した団体は、本サービスから前項 の行為による情報が掲載してあるホームページへ のリンクは行わないこととします。

#### 第13条(会員団体登録解除等)

- 1 区は、利用者の行為が本規約に反すると判断した場合には、区の判断により、当該利用者に何ら通知することなくして、区が本サービスを通じて送信(発信)されたコンテンツの削除および変更ならびにサービスの一時停止、会員団体登録を解除、本サイトへのアクセス拒否をすることができるものとします。
- 2 区が前項の処分をしたときは、団体に対しては あらかじめ登録されたメールアドレス又は住所宛 にその旨を通知するものとします。
- 3 前項に定める区からの通知が、利用者の事情に よって当該利用者に到達しなかった場合、区から の通知は到達したものとみなします。
- 4 本条の定めに従ってなされた区の処分に関する 質問、苦情は一切受け付けておりません。

#### 第14条(利用制限)

1 区は、利用者が以下のいずれかに該当する場合 には、当該利用者の承諾を得ることなく、当該利 用者の本サービスの利用を制限することがありま す。

- (1) ワーム型ウィルスの感染、大量送信メール等に、当該団体が関与することにより、第三者に被害が及ぶおそれがあると判断した場合
- (2) 電話、電子メール等による連絡がとれない場合
- (3)利用者宛てに発送した郵便物が区に返送された場合
- (4) 上記各号の他、区が緊急性が高いと認めた場合
- 2 区が前項に基づき利用者の本サービスの利用を制限したことにより、当該利用者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、区は一切責任を負いません。

## 第15条(免責)

- 1 区は、本サービスの利用により発生した利用者 の損害については、一切の賠償責任を負いませ ん。
- 2 利用者が、本サービスを利用することにより、 第三者に対し損害を与えた場合、利用者は自己の 費用と責任においてこれを賠償するものとします。
- 3 区は本サービスに発生した不具合、エラー、障害等により本サービスが利用できないことによって引き起こされた損害について一切の賠償責任を負いません。
- 4 本サービスならびに本サイト上のコンテンツおよび情報は、区がその時点で提供可能なものとします。区は提供する情報、利用者が登録・送信 (発信)する文章その他のコンテンツおよびソフトウェア等の情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性、利用可能性、安全性、確実性等につきいかなる保証も一切しません。
- 5 区は、利用者に対して、適宜情報提供やアドバイスを行うことがありますが、その結果について 責任を負わないものとします。
- 6 本サービスが何らかの外的要因により、データ 破損等をした場合、区はその責任を負いません。

## 第16条(準拠法)

本規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。

#### 付則

この規約は、平成29年1月4日から施行する。